



# 携帯電話不正利用防止法に基づく 本人確認の見直しに向けて(意見交換)

---

令和 6 年 6 月 6 日  
総 合 通 信 基 盤 局

## 自然人の本人確認方法

- 本人確認書類の偽変造が大きな問題になっている現状を踏まえると、本人確認書類の券面の画像を確認する方法やその写しを確認する方法は廃止せざるを得ない。（鎮目構成員、山根構成員ほか）
- マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化していくことについて同意。（鎮目構成員、沢田構成員、仲上構成員ほか）
- 対面の場合においても、ICチップを確認する方法や電子証明書を確認する方法など、デジタル技術を活用した確認方法の導入に向けて検討を進めるべき。（辻構成員、山根構成員、DIPC、イオンリテール、日本通信ほか）
- 利用者に対し、公的個人認証サービスなどのデジタル技術を活用した確認方法についてその意義や重要性をきちんと説明し、普及を進めるべき。（沢田構成員、辻構成員ほか）
- 公的個人認証などのデジタル技術を活用した確認方法の普及に当たっては、事業者には準備コストがかかることから、支援が必要ではないか。（沢田構成員、イオンリテールほか）
- 公的個人認証を利用する事業者・サービスが増えていけば、コストは低廉化していくのではないかと。（DIPC）
- デジタル技術を活用する本人確認においては、犯罪への悪用率が下がることから、不適正利用対策にもつながるのではないかと。（日本通信）

## 法人の本人確認方法

- ・ 登記情報提供サービスの登記情報を用いた方法の導入について検討すべきではないか。（楽天モバイル、山根構成員）
- ・ 法人の代表者等の本人確認において、電子証明書を活用する確認方法を導入すべきではないか。（日本通信）

## 他の事業者への依拠

- ・ 犯収法で認められる金融機関への依拠の仕組みを導入してはどうか。（楽天モバイル）
- ・ 他事業者への依拠の導入に当たっては、信頼性を確保するため、身元確認レベルを合わせるべきではないか。（大谷構成員、辻構成員、鎮目構成員ほか）
- ・ 金融機関に依拠するとした場合、責任のあり方について留意すべき。（沢田構成員、山根構成員）
- ・ 他事業者への依拠の仕組みを導入する際には、より確実な本人確認方法を用いて確認した実績に基づいて、依拠を行うべきではないか。（大谷構成員、辻構成員ほか）
- ・ 公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者に対して、適切な本人認証を行った上で依拠するのであれば、事業者・利用者にとって負担の少なく利便性の高い本人確認が実現できるのではないか。（DIPC）
- ・ 携帯電話事業者間の依拠については、業界全体として、本人確認が適切な方法で行われることが前提となるため、それを踏まえて検討すべき。（星構成員、中原構成員ほか）
- ・ 携帯電話不正利用防止法と犯罪収益移転防止法の確認方法の整合性をはかりながら検討すべき。（辻構成員ほか）

## その他の論点

- 携帯電話が社会のハブとなっており、携帯電話自体が運転免許証と同じような存在になってきていることから、信頼性を確保する必要がある。（星構成員）
- 本人確認書類の写しや画像データの保存については、プライバシーの観点に加えて、漏洩した場合に更に不適正利用されてしまうリスクという観点でも、将来的には検討が必要。（沢田構成員）
- 警察からの求めによる契約者確認の仕組み自体が十分に機能しているかは、常に検証していく必要があるのではないか。（中原構成員）
- 本人確認義務の対象範囲について、将来的には検討していくべき。（星構成員）
- eコマースやSNSのアカウント登録の際に行う本人確認についても、公的個人認証などのデジタル技術を活用する本人確認方法が低コストで使える形で普及するとよい。（沢田構成員）
- デジタル技術の活用が難しい高齢者等の利用者への対応や災害時（通信障害時）の対応として、別の方法を準備するのではなく、デジタル化した方法に対応できるよう、サポートが必要ではないか。（沢田構成員）

## 用語（規則第1条）

- ・ 電子署名、電子証明書の定義の在り方

## 自然人の本人確認方法（規則第3条第1項第1号）

### 【非対面】

- ・ 写しの送付＋転送不要郵便方式の廃止（規則§3(1)①へ）
- ・ eKYC厚み方式の廃止（規則§3(1)①ハ）
- ・ 特定事項伝達型本人限定受取郵便（§3(1)①ト）における電子的な確認方法

### 【対面】

- ・ 対面提示（規則§3(1)①イ）における電子的な確認方法の導入
  - ICチップを読み取る方法（真贋判定機、券面事項表示ソフトウェア等）
  - 電子証明書を確認する方法
  - スマートフォンに格納された本人確認情報（カード代替電磁的記録）を活用する方法

### 【非電子的方法】

- ・ 対面における非電子的方法（代替手段）の在り方
- ・ 原本送付＋転送不要郵便方式（規則§3(1)①ホ）の取扱い

## 法人の本人確認方法（規則第3条第1項第2号）

- 登記情報提供サービスとの連携による確認方法の導入
  - （参考）犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第3号ロ  
ロ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）
- その他電子的な確認方法の検討（例：gBizID等）

## その他の確認方法（規則第3条第2項～第5項）

- 既契約者と契約を締結する際の確認方法の在り方
  - 当人認証レベルの確保の在り方
  - 継続的顧客管理との連携（住所変更の確認記録への反映等）

## 代表者等の本人確認方法（規則第4条）

- 自然人の本人確認と同様の見直し
- 電子証明書を確認する方法の導入
- 既契約者（法人）と契約を締結する際の確認方法の在り方

## 他の事業者への依拠の在り方

- 引き落とし先の銀行の本人確認への依拠
- 決済手段のクレジットカードの本人確認への依拠
- 他の携帯音声通信事業者の本人確認への依拠
- MNPの際の転出元の本人確認との連携
- 身元確認レベル／当人認証レベルの確保の在り方

## 公的個人認証等で確認済みであることの確認

- 公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者（PF事業者・SP事業者）への依拠
- 当人認証レベルの確保の在り方

## 自然人の本人確認書類（規則第5条第1項第1号）

- ・ ICチップの有無による本人確認書類の取扱い
- ・ 写真のない本人確認書類の取扱い
- ・ 原本送付方式に使用可能な本人確認書類の取扱い

## 本人確認記録（規則第8条）

- ・ 継続的顧客管理との連携（住所変更の確認記録への反映等）

## 本人確認に用いた書類等の保存（規則第10条）

- ・ 電子的確認方法における保存の在り方

## 譲渡時本人確認の方法（規則第11条）

- ・ 役務提供契約締結時の確認方法と同様の見直し

## 契約者確認の方法（規則第13・14条）

- ・ 電子的な確認方法の導入
- ・ 遠隔地居住の際の確認方法の在り方

## 貸与時本人確認の方法（規則第19・20条）

- ・ 役務提供契約締結時の確認方法と同様の見直し



# (参考) 本人確認方法 (携帯法施行規則第3条第1項第1号)

8

|     |                               | 携帯法施行規則第3条 (本人確認方法) 第1項第1号 (自然人)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 対応                 |
|-----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 対面  | 書類 (第三者入手不可) の提示              | イ 当該自然人又はその代表者等 (法第三条第二項 (法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。)) にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。) から <u>第五条第一項第一号 (ニ及びヘを除く。)</u> 又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの <u>同項第一号ホ</u> に掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。                                                                            |                    |
|     | 書類 (第三者入手可能) の提示<br>+ 転送不要郵便等 | ロ 当該自然人若しくはその代表者等から <u>第五条第一項第一号ニ若しくはヘ</u> に掲げる書類の提示又はその代表者等から <u>同号ホ</u> に掲げるもの (一を限り発行又は発給されたものを除く。) の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、当該自然人との役務提供契約に係る携帯音声通信端末設備若しくは契約者特定記録媒体又は当該役務提供契約の締結に係る文書 (以下「携帯音声通信端末設備等」という。) を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法                                                |                    |
| 非対面 | 書類の画像<br>+ 容貌                 | ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法                                                                                                                                                                                                                                    | 精巧に変偽造される悪用事例に鑑み廃止 |
|     | ICチップ<br>+ 容貌                 | ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類 (氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路 (半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和六十年法律第四十三号) 第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。) が組み込まれたもの) に限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。) に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法 | 存置                 |
|     | 原本<br>+ 転送不要郵便等               | ホ 当該自然人又はその代表者等から <u>第五条第一項第一号ニ若しくはヘ</u> に掲げる書類又は同項第三号に規定するもの (一を限り発行又は発給されたものを除く。) の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法                                                                                                                                        | 存置                 |
|     | 写し<br>+ 転送不要郵便等               | ヘ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の <b>写し</b> の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法                                                                                                                                                                          | 写しは変偽造が容易であり廃止     |
|     | 特定事項伝達型<br>本人限定郵便             | ト 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、携帯音声通信端末設備等を送付する方法                                                                                                                                                                                                                                                  | 存置                 |
|     | 電子証明に係る<br>電子証明書              | チ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法                                                                                                                                                                                                                                    | 存置                 |

# (参考) 本人確認書類 (携帯法施行規則第 5 条)

9

|         |                                              | 携帯法施行規則第 5 条 (本人確認書類) 第 1 項第 1 号 (自然人)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 対応                                             |
|---------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 第三者入手不可 | ①ア<br>運転免許証<br>運転経歴証明書<br>在留カード<br>マイナンバーカード | イ 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十二条第一項に規定する <b>運転免許証</b> 若しくは同法第百四条の四第五項に規定する <b>運転経歴証明書</b> 、出入国管理及び難民認定法 (昭和三十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する <b>在留カード</b> 、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成三年法律第七十一号) 第七条第一項に規定する <b>特別永住者証明書</b> 、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する <b>個人番号カード</b> 、 <b>旅券</b> 等 (出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。) 又は同法第十四条の二第四項に規定する <b>船舶観光上陸許可書</b> (その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。) | 赤字はICチップ付き<br>(旅券には住居の記載がないため、ICチップにも住居データがない) |
|         | ②<br>被保険者証<br>医療受給者証                         | ロ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の <b>被保険者証</b> 、 <b>健康保険日雇特例被保険者手帳</b> 、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の <b>組合員証</b> 、私立学校教職員共済制度の <b>加入者証</b> 又は <b>自衛官診療証</b> (いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                |
|         | 児童扶養手当証書                                     | ハ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳 (いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                |
| 第三者入手可能 | ③ア<br>第三者入手可能                                | ニ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の <b>写し</b> 、住民票の <b>写し</b> 又は <b>住民票の記載事項証明書</b> (地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                |
|         | ①イ<br>その他<br>(写真あり)                          | ホ イからニまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の <b>記載があり、当該自然人の写真があるもの</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                |
|         | ③イ<br>その他<br>(写真なし)                          | ヘ イからホまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の <b>記載があるもの</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                |

# デジタル社会形成基本法等の一部改正法案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

- 少子高齢化の中で、限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、**国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化**を図るためには、デジタルファースト（デジタルによる手続完結）に加え、行政機関等が円滑な**データ連携**を行い、手続において**一度限りの情報提出**（ワンスオンリー）とすることや**複数の手続が一カ所で実現**（コネクテッド・ワンストップ）できる環境の整備が必要。
- 円滑なデータ連携を促進する観点等から、**行政機関等が保有するデータの品質の確保**を徹底していくことが必要。
- あわせて、円滑なデータ連携の前提である**本人確認**を簡易に行う仕組みである**マイナンバーカードの利便性向上**を図ることが必要。

## データの品質確保（デジタル社会形成基本法）

【公布日施行】

- ・基本方針において、**情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）**に関して、データの内容を正確かつ最新に保つこと等の**データの品質の確保のための措置を講ずる旨**を規定。
- ・重点計画の記載事項に「**データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策**」を追加。

## 国によるデータベースの整備やデータ連携の促進 （デジタル手続法）

【1年3月以内施行】

- ・情報システム整備計画において、システム間の迅速かつ確なデータ連携のため、**データの品質の確保**の措置について定める旨を規定。
- ・政府は「**公的基礎情報データベース整備改善計画**」を作成し、国の行政機関等は計画に従って整備等を行う旨を規定。
- ・他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る登記事項（名称、所在地等）について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、**当該変更届出が行われたものとみなし、変更届出を不要とする**。
- ・国の行政機関等は、公的基礎情報データベースの整備等に関し、**国立印刷局及び情報処理推進機構に対し、必要な協力を求めることができるものとする**。

## データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化

（独立行政法人国立印刷局法）

【1年3月以内施行】

（情報処理の促進に関する法律）

【1年3月以内施行】

- ・国の**公的基礎情報データベース**を効果的に整備する観点から、**国立印刷局の業務に、委託を受けて行うデータの加工等の業務を追加**。
- ・関係業務の主務大臣に、**内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加**。

- ・データ連携促進等の観点から、**情報処理推進機構（IPA）の業務に、国の行政機関等のシステムに関するデータ標準化に係る基準の作成等の業務を追加**。
- ・関係業務の主務大臣に、**内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加**。

## マイナンバー・マイナンバーカードに係る措置 （マイナンバー法）

### 特定個人情報の正確性の確保

【公布日施行】

- ・マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りの再発防止を図るべく、**デジタル庁（内閣総理大臣）が特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行う旨を規定**。

### 次期マイナンバーカードの導入に必要となる措置

【5年以内施行】

- ・次期マイナンバーカードの導入にあたり、同カードの電磁的記録事項として「性別」は残した上で、券面記載事項から「性別」を削除する等の措置を講ずる。

### マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置

【1年以内施行】

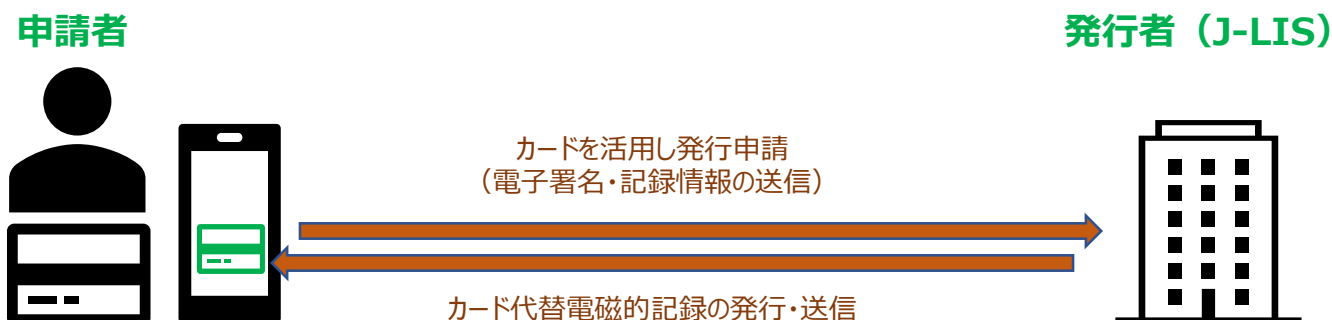
- ・スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける。

※上記のほか、マイナンバー法において、表現の適正化のための所要の改正を行う。

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

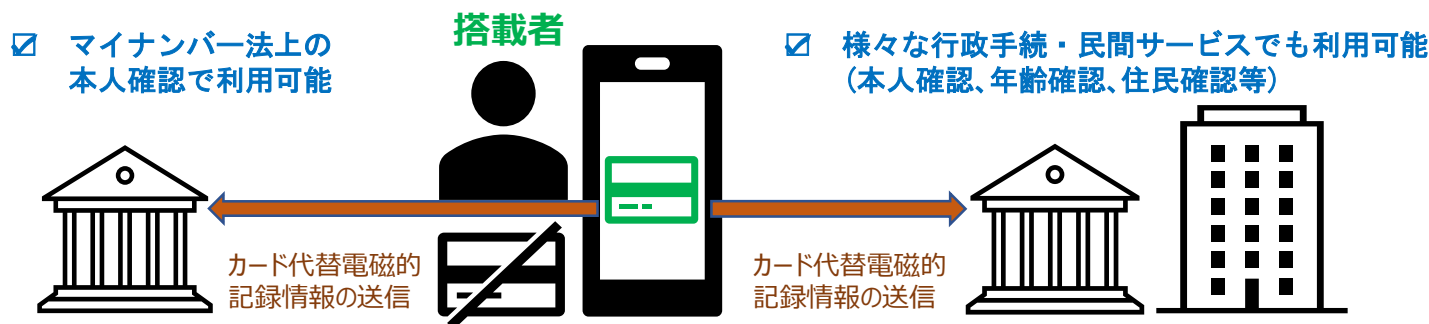
## ■ 申請・搭載

～ マイナンバーカードを用いてオンラインで完結



## ■ 利用

～ マイナンバーカードと同様、マイナンバー法上の本人確認等が可能に



※ 1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法案：  
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

※ 2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律